

カスティーリャにおける異端審問制の成立

林 邦 夫

The Establishment of the Inquisition in Castile

Kunio HAYASHI

I

本稿は前稿⁽¹⁾を承けて15世紀後半カスティーリャにおけるコンベルソ問題の展開を辿り、異端審問制成立の具体的過程を明らかにし、それを踏まえて王権にとって異端審問制成立が如何なる意義をもったのかを検討しようとするものである。

コンベルソが15世紀後半のカスティーリャ社会において緊張を生み出す原因となり、かかる意味で問題となったのは、彼らのキリスト教社会への平和的融合が実現せず、彼らと旧キリスト教徒との間に対立が存在し続けたことによるといってよい。かかる対立の原因は何であったのだろうか。勿論、異人種への偏見による拒絶反応も考えられようが、より具体的で重要な原因はコンベルソの社会的・宗教的特徴が旧キリスト教徒側の敵意を惹起したことである。宗教的特徴については第5章で扱うことにして、ここでは社会的特徴について見ておこう。これは要するに職業的特徴のことであり、以下〔1〕特定の職業〔2〕一般的特徴に分けて考える。

〔1〕コンベルソの職業の中で旧キリスト教徒の敵意を惹起したと思われるのは、(1) 国家・都市官職 (2) 徴税請負 (3) 領主 (4) 聖職の4つである。コンベルソがこれらの職業につくことは、(2)を除けば旧キリスト教徒をかかえる職業から排除することに、また(4)を除けば旧キリスト教徒を圧迫することになり、前者は主として上層の、後者は主として下層の旧キリスト教徒の敵意の原因となったと考えられる。そこでコンベルソがかかえる職業に進出していた事実を特定の家系を取り上げることによって見ていこう(以下、煩雑さを避けるため固有名詞は最小限に抑える)。

(1) アリアス・ダビラ(デ・アビラ) Arias Dávila (de Ávila) 一族。支配的地位にあったコンベルソとして最も有名なのはディエゴ・アリアス・ダビラである。彼は1411年頃に改宗した卑しい身分の香料行商人であり、やがて王太子エンリーケの収入徴収人となり過酷な取立てを行ない、稼いだ金で商売を営んで財を成し、エンリーケ4世の財務長官となった。⁽²⁾ 彼は1488年頃書かれた風刺パンフレット『アルボライコの手紙』(Libro del Alboraique)の中で、キリスト教徒を借財で縛り搾取するコンベルソの例として挙げられており、⁽³⁾ 風刺詩『管区長の詩』(Coplas del Provincial)では、「嘗ても今もユダヤ教徒で、広大な所領を有す汝ディエゴ・アリアス」と呼ばれている。⁽⁴⁾ ディエゴの息フワンはセゴビア司教(1461-1479)であり、ペドロはトレホン・デ・ベラスコ(To-

rrejón de Velasco) の領地を父から与えられ、財務長官職を襲い、カトリック両王に仕えた。⁽⁵⁾ ペドロの婚宴を揶揄したロドリゴ・コータ (Rodrigo Cota) の詩は彼を「いとも高貴なるユダヤ人居住区の出で、買収を行なう徴税請負人」と呼んでいる。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

(2) 詩人ロドリゴ・コータの一族。⁽⁸⁾ 彼自身はトレードの執行役 (fiel ejecutor)・監査役 (jurado) であり、最初の妻は貴族の娘であった。父アロンソ・コータは商人で1449年の反乱で迫害されたが、1461年には市会員・会計役となっている。叔父の2人はトレードの監査役と同じく監査役・会計役・トレード造幣所目付であった。姉妹には修道女とペドロ・アリアス・ダビラの後妻とがおり、義理の兄弟の1人はトレードの市会員、2人の従兄弟はアビラのアルカルデとトレードの市会員であった。

(3) 詩人フワン・アルバレス・ガト (Juan Álvarez Gato) の妻のアルバレス・デ・トレード・サパタ (Álvarez de Toledo Zapata) 一族。⁽⁹⁾ 詩人の妻の父はトレード市会員でフワン2世の近習、その親族の1人はトレード市会員でフワン2世の財務官であった。兄弟の1人はエンリーケ4世衛士・トレード市会員・カトリック両王の國務秘書・財務長官・王室会議参議・グラナダ王国筆頭公証人・セディーリョ (Cedillo) 領主であり、その外の4人の兄弟はトレード市会員 (2人)、トレード聖堂参事会員、ヒエロニムス修道会士であった。

(4) アルバレス・ガトの友人ガルシーア・デ・アルコセール (Grarcía de Alcocer) の一族。⁽¹⁰⁾ 彼自身はエンリーケ4世秘書・マドリード城代・ムルシアとロンダ (Ronda) の代官・マドリード市会員であり、父はエンリーケ4世秘書・王室公証人であった。兄弟の1人はエンリーケ4世衛士・マドリード市会員であり、フワン2世の法律顧問ディアス・デ・モンタルボ (Díaz de Montalvo) の娘と結婚している。義理の兄弟の1人は王室公証人・マドリード市会員であり、彼の父はフワン2世の財務官であった。

(5) 詩人ペドロ・デ・カルタヘーナ (Pedro de Cartagena) のフランコ (Franco) 一族。⁽¹¹⁾ 彼の祖父は聴訴官・副署官・王室会議参議であり、祖父の兄弟にはトレード聖堂参事会員とトレード造幣所会計役・徴税請負人とがいた。後者の息子にはエンリーケ4世の侍従とカスティーリャ国璽尚書とがおり、娘にはピオス (Pioz) 領主・エンリーケ4世秘書の妻とトレード市会員の妻とがいた。ペドロの父はカトリック両王の厨房長・財務長官であり、母はサンタ・マリーア一族のブルゴス司教アロンソ・デ・カルタヘーナの姪であった。叔父には聴訴官・副署官・トレード城代・トレード筆頭公証人で1467年の暴動で絞首されたアロンソ・フランコがおり、叔母には国王伝令長官・近習の妻、王室会議参議の妻、アラゴン王フワン2世の執事の妻、アタレーホス (Atarejos) 領主の妻がいた。兄弟の1人はビリャフェルテ (Villafuerte) 領主であり、トラル (Toral) 領主の娘と結婚し、姉妹の1人はアルマサン (Almazán) 領主の妻であった。

具体的事例の列挙はこの程度にして、⁽¹²⁾ 次にコンベルソの職業の一般的特徴に移ろう。

[2] コンベルソの「すべてが楽な仕事で生活していた。(中略) 彼らは耕作したり、鍬で掘ったり、野を歩いて家畜を育てたりする仕事を決してしようとはしなかった。彼らは息子たちに坐っ

とする僅かの労働で糧を得るような町の仕事しか教えなかった」。⁽¹³⁾ ベルナルデスのこの記述からは、コンベルソの中に農民はおらず、彼らが町の楽な仕事に従事していたことが判る。これは具体的史料からも裏付けられる。コンベルソの職業については、(a) 1495・1497年トレードにおいて異端審問をうけて和解・教会復帰した550人の110種類の職業、⁽¹⁴⁾ (b) 1510年セビーリャの住民名簿(padrón)による174人の41種類の職業⁽¹⁵⁾を知ることができたが、何れにも農民は全くいない。⁽¹⁶⁾つまりコンベルソはすぐれて都市的な住民なのである。⁽¹⁷⁾ 旧キリスト教徒の多くがそうであり、当時の筋肉労働者の典型とも見做し得る農民がコンベルソの中にいなかったことは特徴的である。また都市の職業について見ても、筋肉労働的性格の弱い商人・専門的職業・公職などがコンベルソの職業構成に占めた割合は旧キリスト教徒の場合に比して高かったと推定されるが、これらを除いた職人についてのみ見ても、筋肉労働的性格の強い大工・石工左官(albañil)などは少なく、織物職人・仕立屋・靴屋・宝石貴金属職人といったそうした性格の弱い職業に従事する者が多かったといえる。例えば大工は(a)(b)何れにも表われず、石工左官は(a)に4人表われるのみである。職業構成上の以上の如き特徴は、コンベルソは勞せずして安樂な生活を送っているという印象を旧キリスト教徒に与えたに違いない。そしてここに反コンベルソ感情の生ずる一因があったと考えられるのである。

コンベルソの社会的特徴が惹起した旧キリスト教徒側の敵意は史料からも窺い得る。例えばベルナルデスの年代記には、コンベルソは売買に際してキリスト教徒に過酷な態度をとる、平気で利子をとるので少しの間に財を成す、顯職・国王官職・国王や領主の恩顧を得ることに熱中する、余った富で旧キリスト教徒貴族と婚姻を結ぶ、といったような記述があり、⁽¹⁸⁾『アルボライコの書』には、コンベルソは農民の激しい労働に従事することなく町を徘徊して人々を騙して歩く、キリスト教徒を借財などで屈服させ搾取している、司教職・聖堂参事会員職やその他の教会の職位を購う、担当の徴税区において途方もない帳簿を示して額をつり上げ寡婦・貧民・農民を収奪している、と述べられている。⁽¹⁹⁾

以上の如きコンベルソへの敵意は、何らかの契機さえあれば一挙に暴動という直接的表現をとる危険を孕んでいたといえる。とくに15世紀後半のカスティーリャは物価上昇という経済条件の悪化によって民衆生活が窮迫化した時代であり、かかる危険は一層大きかったといわねばならない。⁽²⁰⁾ 事実この時代は世紀前半に比して暴動の多発した時代であった。次にこれらの暴動を年代順に見ていこう。

- (1) 拙稿「15世紀前半カスティーリャにおけるコンベルソ問題」『歴史学研究』461号, 1978年。
- (2) Alonso de Palencia, *Crónica de Enrique IV* (BAE, tomos 257, 258 y 267, Madrid, 1973-75), déc. I, lib. II, cap. V.
- (3) N. López Martínez, *Los judaizantes castellanos y la Inquisición en tiempo de Isabel la Católica*, Burgos, 1954, Apé. IV, p. 397.
- (4) R. Foulché-Delbosc ed., "Las Coplas del Provincial," *Revue hispanique*, 5, 1898, p. 259.
- (5) J. Amador de los Ríos, *Historia social, política y religiosa de los judíos de España y Portugal*, Madrid,

- 1875-76, 1960 ed., pp. 623-626, 645, 683.
- (6) F. Cantera Burgos, *El poeta Rodrigo Cota y su familia de judíos conversos*, Madrid, 1970, Apé. I, p. 113. なおこの詩がペドロの婚宴を歌ったものであることについては, F. Márquez Villanueva, *Investigaciones sobre Juan Álvarez Gato*, Madrid, 1960, 1974², p. 23.
- (7) 上記した以外の細かな事実については, Cantera Burgos, *Pedrarias Dávila y Cota, capitán general y gobernador de Castilla de Oro y Nicaragua*, Madrid, 1971, pp. 11-17 を参照。
- (8) 以下は, Cantera Burgos, *El poeta*, pp. 9-23 による。なお, J. Gómez-Menor, *Cristianos nuevos y mercaderes de Toledo*, Toledo, 1970, pp. XXXV-XXXVII をも参照。
- (9) 以下は, Márquez Villanueva, *Investigaciones*, pp. 83-100 による。
- (10) 以下は, *ibid.*, pp. 73-76 による。
- (11) 以下は, Cantera Burgos, “El poeta Cartagena del «Cancionero general» y sus ascendientes los Franco,” *Sefarad*, 28, 1968 による。
- (12) この他の事例として, 副署官ディアス・デ・トレードの一族については, Márquez Villanueva, *Investigaciones*, pp. 72f.; Id., “Conversos y cargos concejiles en el siglo XV,” *Revista de Archivos, Bibliotecas y Museos*, 63, 1957, p. 508 を, 『セレスティーナ』の著者とされるフェルナンド・デ・ローハス (Fernando de Rojas) 関係については, Stephen Gilman, *The Spain of Fernando de Rojas. The Intellectual and Social Landscape of La Celestina*, Princeton, 1972, pp. 122-130 を参照。なお個別的事例については, 宮廷関係は Ríos, *op. cit.*, pp. 588 n. 2, 622 n. 1, 都市関係は Márquez Villanueva, “Conversos”, 聖職関係は Ríos, *op. cit.*, pp. 683 f. を参照。
- (13) Andrés Bernáldez, *Memorias del reinado de los Reyes Católicos*. Ed. y est. por J. de Mata Carriazo, Madrid, 1963, cap. XLIII (p. 98)
- (14) Cantera Burgos y P. León Tello, *Judaizantes del arzobispado de Toledo habitados por la Inquisición en 1495 y 1497*, Madrid, 1969, pp. XI-XVIII.
- (15) Clandio Guillen, “Un padrón de conversos sevillanos,” *Bulletin hispanique*, 65, 1963.
- (16) (a) (b) 以外に, 15 世紀末から16世紀末までのバダホスで異端審問をうけ断罪された71人の職業 (A. Rodríguez-Moñino, “Les judaïsants à Badajoz de 1493 à 1599,” *Revue des études juives*, 116, 1956), 1500-1650年トレードで異端審問をうけた460人の職業 (N. Salomon, *Recherches sur le thème paysan dans la «Comedia» au temps de Lope de Vega*, Bordeaux, 1965, pp. 115-116. 但しこれは全員の職業を記している訳ではない) を知り得たが, 何れにも農民は僅か1名ずつ現われるのみである。
- (17) A. Domínguez Ortiz, “Los conversos de origen judío después de la expulsión,” *Estudios de Historia Social de España*, 3, 1955, pp. 365-367. それ故コンベルソと旧キリスト教徒との対立は, 一面においては都市民と農民との対立という性格をもっているといえようが (J. Caro Baroja, *Los judíos en la España moderna y contemporánea*, 3 tomos, Madrid, 1962, 1978², II, pp. 17-20), それはあくまで一面にすぎない。
- (18) Bernáldez, *Memorias*, cap. XLIII (p. 98)
- (19) López Martínez, *op. cit.*, Apé. IV, pp. 395-397.
- (20) 15 世紀後半カスティーリャにおける暴動の発生を経済条件から説明しようとした論文として, Angus MacKay, “Popular Movements and Pogroms in Fifteenth-Century Castile,” *Past and Present*, 55, 1972 を参照。

II

1449年のトレードの反乱以後初めて知られる反コンベルソ暴動は1462年カルモーナ (Carmona)

におけるもので、城代が住民を兄弟のレデスマ (Ledesma) 伯の領主権下に服さしめるために惹起させたものである。⁽¹⁾ 1464年にはバリャドリードで、⁽²⁾ 1465年にはセビーリャとトレードで暴動が起った。セビーリャでは、7月24日にペドロ・デ・スニガ (Pedro de Zúñiga) の配下の者がコンベルソに暴行を加え、そこにメディナ・シドニア (Medina Sidonia) 公とアルコス (Arcos) 伯側から救援が到着し、結局スニガ側が敗退した。⁽³⁾ この暴動は反王権派貴族が国王に推戴した王弟アルフォンソを支持する立場が公・伯よりも鮮明なスニガが、セビーリャの支配権を両者から奪おうとする意図の下に、コンベルソを保護していた公に打撃を与えんとしてなされたという。⁽⁴⁾ トレードでは、アルフォンソが大諸侯に説得されてコンベルソの迫害を決意したという噂が流布し、コンベルソ側は対抗上エンリーケ4世の助けを求めたが、終に恐れていた通り暴動が起った。⁽⁵⁾

トレードでは1467年により大規模な騒乱があった。⁽⁶⁾ その契機となったのは、聖堂参事会がマケータ (Maqueda) に有する10分の1税等の教会収入の徴収にマケータ領主のアルバル・ゴメス (Álvar Gómez) が介入したことから、7月19日大聖堂の説教壇でマケータに対する宗務停止令が読み上げられたことであった。これを不服としてゴメスはトレードのコンベルソの指導者で監査役のフェルナンド・デ・ラ・トレ (Fernando de la Torre) とともに、武装したコンベルソを率いて教会に到り、鍵番と2人の聖職者を殺し退去した。かかる教会への攻撃に対して、21日市の内外から武装した旧キリスト教徒が教会に入り守りを固めた。一方コンベルソ側はシフエンテス (Cifuentes) 伯の加勢を得て⁽⁷⁾ 教会を攻囲した。この攻囲戦でコンベルソの指導者の1人アロンソ・フランコが捕えられたときから旧キリスト側が攻勢に転じ、コンベルソの居住する4つの街区に火を放ち、22日には略奪を始めた。伯とゴメスは市外へ退去したが、トレは同日夜逃亡の途中に捕えられ絞首され、その軀は同じく絞首された兄弟の市会員アルバロの軀とともに広場に逆吊りにされ、切り刻まれるに任された。後にトレの家からは武器・放火材料の他に、ヘブライ語の祈禱書が発見されたという。この騒乱で36人の旧キリスト教徒とその4倍の数のコンベルソが死亡した。ところでフランコはどうなったのか。筆頭アルカルデのペロ・ロペス・デ・アヤラ (Pero López de Ayala) はアルフォンソに対し穏便な措置を求め、この結果アルフォンソは27日付の2つの書翰⁽⁸⁾ によって、フランコの釈放、馬・武器・財産の返却、以前の職位への復帰を指示した。またアルフォンソは30日付の書翰⁽⁹⁾ で抗争の鎮定、略奪の防止によって市を平和な状態に置くことを命じた。しかしかかる措置の甲斐なく8月6日に群衆がロペス・デ・アヤラにフランコの引渡しを要求し、終にフランコは群衆によって絞首された。

騒乱終熄後市当局は、市からの退去を望む者には家族・財産とともに自由に退去することを認める一方、コンベルソに対して公職・聖職禄の保有を禁じた。⁽¹⁰⁾ 8月20日にはアルフォンソに使者を送って、コンベルソに対して行なった一切の事柄の承認と、彼らから奪い現在旧キリスト教徒が有している財産・職位の保全とを求めたが、アルフォンソはこれを拒絶した。⁽¹¹⁾ このためにトレードの人心は次第にアルフォンソから離れていったと推測されるが、1468年6月にはトレードはエンリーケ4世に帰順することになり、⁽¹²⁾ これをうけて国王は6月16日トレードがアルフォンソに加担

していたことを赦し、コンベルソが有していた市会員・監査役その他の職位は市当局から与えられ現在有している者が有すべきこととした。⁽¹⁸⁾ 更に6月末に入市した国王は7月3日には、トレードにおいてコンベルソの有していた市会員職は消滅すべきこととした。⁽¹⁴⁾ トレードに倣ってシウダ・レアルも国王に帰順し、7月14日コンベルソが如何なる公職をも有し得ない旨の勅許状⁽¹⁵⁾を得た。さて1470年にはイサベル支持の旧キリスト教徒とエンリーケ4世支持のコンベルソとが対立していたバリャドリッドで反コンベルソ暴動が起ったが、⁽¹⁶⁾ 1473年には15世紀後半で最も大規模な、広域に亘る反コンベルソ暴動が勃発した。

1473年暴動の端緒となったのはコルドバでの暴動であった。ここでは市の実権を握るアロンソ・デ・アギラール (Alonso de Aguilar) の庇護をうけてコンベルソが権勢を誇っていたが、旧キリスト教徒がこれに対抗して信心会を作り市民の多くの参加を得て行列による示威運動を行っていた。こうした運動の背景には、旧キリスト教徒とコンベルソの双方がイサベル側に与していたコルドバの状態を打破せんとしてビリェーナ (Villena) 侯が甥のカトラバ (Calatrava) 騎士団長に命じて両者の対立を煽らせたという事情があるという。それはともかく3月16日コンベルソの家の窓から少女の投げた水が行列の聖母像にかかったが、或る鍛冶屋がこれを故意の瀆聖行為であるとして人々を煽動したことから、コンベルソへの攻撃・略奪が始まった。この暴動には市民のみでなく近傍の農村の農民までもが加わり、また彼らは市を逃れ野を彷徨するコンベルソをも襲い、略奪を働いた。コルドバのコンベルソの多くはパルマ (Palma) へ避難した。⁽¹⁷⁾ 暴動の後すべてのコンベルソは公職に就く資格がない旨が宣言された。こうしたコルドバでの暴動はモントーロ (Montoro), アダムス (Adamuz), ブハランセ (Bujalance), ラ・ランブラ (La Rambla), サンタエリャ (Santaella) に波及した。バエサ (Baeza) ではカブラ (Cabra) 伯がコンベルソを保護したため暴動は起らず、セビーリャでも貴族・市民がビリェーナ侯の介入を恐れて暴動を未然に防ぎ、ヘレス (Jerez), エシハ (Écija) ではカディス伯の尽力で事なきを得ている。アルモドバル・デル・カンポ (Almodóvar del Campo) では農民がコンベルソを殺したが、カトラバ騎士団長は首謀者たちを絞首させた。⁽¹⁸⁾

ハエンでは既に1468年にビリェーナ侯が市の実権を握らんとして、大元師 (condestable) ミゲル・ルーカス・デ・イランソ (Miguel Lucas de Iranzo) の殺害を企て、その際民衆を味方につけるためコンベルソの略奪を計画したが事前に洩れ失敗していた。⁽¹⁹⁾ 1473年3月ルーカスはコンベルソ迫害をもくろむ民衆を抑えていたが、ミサの際中に教会で弓で殴殺され、歯止めを外された民衆がコンベルソの殺戮・略奪に没頭した。⁽²⁰⁾

セゴビアではイサベル派と目されていたカブレラ (Andrés de Cabrera) から城代職を奪おうと、ビリェーナ侯が国王に働きかけたが奏功せず、セゴビアの貴族と図って5月16日にコンベルソを捕え処罰するという名目の下に民衆を蜂起させ、その混乱を利用して目的を達成しようと計画した。民衆は実際に蜂起したが事前に察知されていたため鎮圧された。⁽²¹⁾

1473年以後、1474年にはバリャドリッドでコンベルソ迫害があり、⁽²²⁾ 1476年にはビリェーナ市民が王位継承を主張するエンリーケ4世の娘ベルトラネーハ (Beltraneja) 側についたビリェーナ

侯に対抗してイサベルへの帰順を望んで蜂起し、この際コンベルソの殺戮・略奪が起った。⁽²³⁾

以上の如く15世紀後半は反コンベルソ暴動が多発し、コンベルソ問題が現実面において深刻化していった時代であった。次にイデオロギー面における進展を見ることにしよう。

- (1) Palencia, *Crónica*, déc. I, lib. VI, cap. VI.
- (2) A. C. Merchán Fernández, *Los judíos de Valladolid*, Valladolid, 1976, p. 122.
- (3) J. de Mata Carriazo ed., "Los Anales de Garci Sánchez, jurado de Sevilla," *Anales de la Universidad Hispalense*, 14, 1953, p. 53.
- (4) M. A. Ladero Quesada, *Andalucía en el siglo XV. Estudios de historia política*, Madrid, 1973, pp. 118f.
- (5) Palencia, *Crónica*, déc. I, lib. VIII, cap. VIII.
- (6) 以下の経過は或るトレード聖堂参事会員の8月17日付の書翰による。この原文は、*Memorias de Don Enrique IV de Castilla*, tomo II, Madrid, 1835-1913, núm. CXLV. この事件の記述としては他にパレンシアの年代記があり (Palencia, *Crónica*, dec. I, lib. IX, cap. VI), 双方の内容に甚しい矛盾はないが、かなり過不足がある。
- (7) シフエンテス伯がコンベルソを支持したのは、このとき市の実権を握っていたアヤラ家に対抗するためであった。
- (8) 原文は、E. Benito Ruano, *Toledo en el siglo XV*, Madrid, 1961, Col. Docs. 38, 39.
- (9) 原文は、*ibid.*, Col. Doc. 40.
- (10) 勿論これは既に1449年の判告=法令によって規定されていたのだが、トレ兄弟の例によっても明らかなく如く形骸化していたと考えられる。
- (11) Diego de Valera, *Memorial de diversas hazañas* (BAE, t. 70), cap. XXXVIII (p. 45a): Palencia, *Crónica*, déc. I, lib. X, cap. V.
- (12) この詳しい経緯は、Diego Enriquez del Castillo, *Crónica del Rey D. Enrique el Cuarto* (BAE, t. 70), caps. CX, CXI; Palencia, *Crónica*, déc. I, lib. X, cap. IX を参照。
- (13) この勅書の原文は、*Memorias de Don Enrique IV*, núm. CXLVI; Benito Ruano, *op. cit.*, Col. Doc. 44.
- (14) この勅書の原文は、*Memorias de Don Enrique IV*, núm. CXLVII; Benito Ruano, *op. cit.*, Col. Doc. 47.
- (15) 原文は、L. Delgado Merchán, *Historia documentada de Ciudad Real (La judería, la Inquisición y la Santa Hermandad)*, Ciudad Real, 1908, Apé. XVI.
- (16) Castillo, *Crónica*, cap. CXLVI; Juan de Mariana, *Historia general de España* (BAE, t. 31), lib. XXIII, cap. XV (p. 172); Merchán Fernández, *op. cit.*, pp. 94, 123.
- (17) これらのコンベルソはやがてセビーリャに移り、メディナ・シドニア公からジブラルタルにおける居住許可を得て、次いでそれを買いとるが結局は1476年に取上げられ、コルドバへの帰還を余儀なくされた。以上の経過はパレンシアの年代記に詳しく記述されている。Palencia, *Crónica*, déc. II, lib. VIII, cap. II; lib. IX, cap. VIII; déc. III, lib. XXVII, cap. V.
- (18) 以上の経過は、Palencia, *Crónica*, déc. II, lib. VII, cap. IX によった。これ以外に詳しい記述はバレーラの年代記に見られ、その内容は細かな点を除けばパレンシアと一致する。しかし事件を1474年4月17日のこととしているのは誤りである。Valera, *Memorial*, cap. LXXXIII. その他に、Castillo, *Crónica*, cap. CLX; Mariana, *Historia*, lib. XXIII, cap. XIX をも参照。
- (19) Pedro de Escavias, *Hechos del condestable don Miguel Lucas de Iranzo*. Ed. y est. por J. de Mata Carriazo, Madrid, 1940, cap. XXXVII.
- (20) Palencia, *Crónica*, déc. II, lib. VII, cap. X. この事件はその他に、Castillo, *Crónica*, cap. CLX; Valera, *Memorial*, cap. LXXXIV; Mariana, *Historia*, lib. XXIII, cap. XIX; *Memorial histórico español*, VIII, 1855, Apé. C (この史料は、Escavias, *Hechos*, pp. XLIV-XLV でも見られる) でも記述さ

れているが、大元師殺害の具体的様子は各々異同がある。

- (21) Diego de Colmenares, *Historia de la insigne ciudad de Segovia y compendio de las historias de Castilla*, nueva ed. anotada, II, Segovia, 1970, cap. XXXIII (pp. 89f.); Palencia, *Crónica*, déc. II, lib. cap. I; Castillo, *Crónica*, cap. CLXI.
- (22) Merchán Fernández, *op. cit.*, p. 124.
- (23) J. Torres Fontes, "La conquista del marquesado de Villena en el reinado de los Reyes Católicos," *Hispania*, 13, 1953, pp. 65f.

III

コンベルソ問題のイデオロギー面での展開は修道会によってなされた。1461年フランシスコ会はヒエロニムス会総会長アロンソ・デ・オロペーサ (Alonso de Oropesa) 宛に書翰を送り、不信仰者と異端者のためにキリスト教が陥っている危機を訴え、それに対処するよう呼びかけた。この呼びかけが反響を呼びヒエロニムス会は国王に適切な措置をとるよう働きかけることを決定した。⁽¹⁾ ここでオロペーサはマドリードの国王の下に赴き、コンベルソに対する異端審問を行えば民衆の彼らへの憎悪が和らぎ、暴動が起らなくなるであろうとしてその必要性を説いて説得に成功し、高位聖職者たちに対して異端審問の実施を指示した書翰を与えた。その後彼はトレード大司教の依頼によってトレードに赴き、新旧キリスト教徒の対立・抗争の原因調査を行なってその責任が双方の側にあるとした。すなわち、前者の信仰は不安定であるが、後者も無謀・悪辣でその野心・無礼のために処罰に値する、というのである。それから彼は一年間に亘ってトレードで異端審問を行ない、然るべき処罰を加えたという。⁽²⁾

こうしてヒエロニムス会はフランシスコ会とは別途に国王に働きかけ、成功した。両者が協同しなかったことは異端審問実施をめぐるヘゲモニー争いがあったためだと推定されるが、それのみではなくコンベルソをめぐる両者の考え方に差違があったためだと考えられる。以下、両者の代表的論者の著書を見ることによってこれを明らかにしたい。

まずフランシスコ会についてはアロンソ・デ・エスピーナ (Alonso de Espina) の『信仰の砦』 (Fortalicium fidei)⁽³⁾ を見ることにしよう。これは序文と5編から成る。まず序文には、「噫いとも崇高なる神よ、多くの者は口吻ではこれ〔信仰〕を表明するが、その心はあなたから遠く離れております。他の者はこの真理を言葉や行為によって滅ぼそうと努めており、彼らの中には異端者や邪悪なるキリスト教徒もおり、その他にユダヤ人、サラセン人、悪魔がおります。異端者の誤ちについて審問する者はなく、主よあなたの群の中に強奪的な狼が侵入してしまっているのです。(中略) あなたの名を冒瀆する不真実なるユダヤ人や、前代未聞の残虐行為を密かに行なっているあなたの不信仰者について熟慮する者は殆んどおりません。何故なら彼らの贈与が裁判官や監督者を盲目にしてしまっているからなのです。」⁽⁴⁾ とある。ここで述べられているのは異端者と異教徒の跳梁によるキリスト教の危機であり、これからエスピーナの意図が4つの敵 (異端者、ユダヤ人、サラセン人、悪魔) に対抗してキリスト教を守るための信仰の砦を打ち立てることであったことが

判る。かかる意図の下に第1編でまずキリスト教徒側の武器を列挙し、キリスト教の高貴性・卓越性を論証する。第2-5編はそれぞれ序文で挙げられた4つの敵とのかかる武器による戦いに充てられている。コンベルソと関係のあるのは第2編「異端者との戦い」と第3編「ユダヤ人との戦い」である。

第2編は12考察から成り、第6考察では14種類の異端者が挙げられている。第1の異端者は「肉の割礼を行なうキリスト教徒」であり、これが異端者であることを4つの論点から証明する。第1にモーセの律法はキリストがそれを成就した後には熄んだが故に、そこに規定された割礼も熄んだ。第2に割礼のあるなしは問題ではなく愛によって働く信仰のみが尊い（「ガラテヤ書」5章6節）のだから、割礼は無価値である。第3に割礼は自由なる者を奴隷としてしまう（参照「ガラテヤ書」5章1節）。第4に既に成就されたモーセの律法の遵守を主張する者は冒瀆的であり神の永遠の怒りの中に留まるが故に、割礼は人を神の友から敵に変えてしまう。このような既に熄み、無価値で、人を奴隷や神の敵とする割礼を行なうキリスト教徒は大いに誤っており、すべて異端者である。⁽⁵⁾ 第1の異端者がコンベルソ内部のものであることは明白だが、第2-14の異端者もそうなのかは第2の異端者「福音を偽りであると主張する者」を除くと必ずしも明瞭ではなく、⁽⁶⁾ その内容に立入ることは差控えたい。

第3編も12考察から成りその殆んどがユダヤ人への批判及びユダヤ人のキリスト教攻撃への反論に向けられているが、第11考察第7節では1391年ポグロムによる改宗について述べ、次いでユダヤ人規制を定めた1412年のカタリーナ勅令を逐一記している。⁽⁷⁾ そして第8節では「多くの害悪が人々の間でとくに信仰と習慣に関して起っている。何故なら多くのキリスト教徒がユダヤ教徒となった、或いはより適切に言えば、穏れユダヤ教徒であったのが公然たるユダヤ教徒となったのだ」⁽⁸⁾ と王国の現状が述べられている。この引用文の意味は、形式的にはキリスト教徒であるコンベルソの多くは穏れユダヤ教徒であり、彼らが今や公然とユダヤ教を信奉するようになった、ということであろう。

第12考察はユダヤ人の改宗を論じている。一般に「自由に悪しく振舞うより、良く振舞うことを強制される方がよいから、すべての者は〔キリスト教の〕信仰を強いらるべきである」⁽⁹⁾（ドンス・スコトゥスの主張）。それ故ユダヤ人に改宗を強制することは正しい（第4小節）。それでは改宗者（コンベルソ）がユダヤ教を信奉した場合は如何なる罰が加えられるべきなのか。ここでエスピーーナが引用するのは『裁判法典』（Juero Juzgo）⁽¹⁰⁾ の中の2つの条項である。第1は王エヒカ（Egica）の王令（lib. XII, tit. II, cap. XVII）「すべてのキリスト教徒とくにキリスト教徒から生まれたキリスト教徒が割礼を行なったり、ユダヤ人の儀式を行なったりしているのを見出された場合は、死罪に処せられ、かくして最も残酷な処罰をもって罰せらるべきこと」で、第2はトレードのユダヤ人が王レセスビント（Recesvinto）に提出した上申書（lib. XII, tit. II, cap. XVI）であり、これはユダヤ人がキリスト教を受入れユダヤ教の儀式・習慣を断つことを約束してから「或る者がこれらに違背したり、キリスト教に背く事を行なったり、約束したことを行なうのが遅れたりして

いることが判明した場合には、彼は焚殺されるか投石によって殺さるべきこと」としている。⁽¹¹⁾ この引用の後で彼は「私はとくに今この時に真の異端審問を行なうなら、実際にユダヤ教を信奉しているのが見出されるであろう人々のうち無数の人々が焚殺されるであろうことを信ずる。彼らはこのときに公然たるユダヤ教徒よりも残酷に処罰されなければ、永劫の炎に焼かれることになる」⁽¹²⁾と結んでいる（第5小節）。

以上、エスピーナのコンベルソについての考え方は、要約するとコンベルソの多くは異端者であり、異端審問を行なって彼らを厳罰に処すべきである、ということになろう。かかる激越な意見に対し、ヒエロニムス会を代表するオロペーサの意見は如何なるものであったのか。

彼の考えはその著書『異邦人を照らす啓示の光』(Lumen ad revelationem gentium)⁽¹³⁾に表現されている。この著書は2つの序文と52章から成り、その大半が第5章で提示された一体性の教義(救いの信仰も教会も唯1つである)の神学的表明に充てられており(第5-44章)、残りの章(第45-51章)はコンベルソ差別の根拠となるような事実・法令についての旧キリスト教徒側の解釈への反論が示されている。以上の具体的内容はアロンソ・デ・カルタヘーナの『キリスト教の一体性の擁護』⁽¹⁴⁾の主張と大筋において一致しており、⁽¹⁵⁾改めてそれを見る必要もなからう。むしろ注目すべきは、この著書が第3章によれば初めの予定では2部構成になり、第1部は信徒の一体性を扱い、第2部は過ちを犯した者の懲戒・処罰を扱うことになっていた、という事実である。結局第2部は執筆されなかったが、その内容が如何なるものとなる筈であったのかは第1部の各所の記述から構成できる。⁽¹⁶⁾それによれば、過ちを犯した者の匡正・処罰は慈愛と穏和さをもって、法に従って、遺恨・中傷なしになされるべきである。但し再犯者・強情な者は俗権に引渡され、焚刑に処せられるべきこと、また一部の者の罪によってその者の一族全体を罰することはできない、など総じて穏和な処罰が主張される筈であったことが判る。

以上の如きオロペーサの主張をカルタヘーナとエスピーナの2人の主張と比較してみよう。オロペーサはコンベルソ差別を批判する点ではカルタヘーナと同じ立場に立つといえるが、後者が専らコンベルソの利害擁護に議論を集中し、ひたすらその迫害者を糾弾し、フダイサンテについては理論的にはその存在や、彼らが差別されるべきことをも認めてはいるが、言及は殆んどなく、その処罰については全く論じていないのに対し、前者は不十分ではあるがフダイサンテに言及しその処罰を論じている点が異なっているといえる。

一方エスピーナと比較すると、エスピーナにはオロペーサの如きコンベルソ差別批判は全くなく、またフダイサンテの処罰についても前者が過酷な処罰を考えているのに対し、後者は穏和な処罰を主張しており、更に前者が異端審問は異端者撲滅を至上目的とするという立場をとるのに対し、後者には国王への働きかけのところで明らかにしたようにそれが民衆暴動を抑制する効果をもつといった視点があるのが注目すべき差違である。

以上の比較で最も留意すべきは、カルタヘーナと同じくコンベルソ擁護論を展開するオロペーサでさえも、エスピーナとは異なった内容であるとはいえフダイサンテの処罰(すなわち異端審問)

について論じているという事実である。これはコンベルソに対して如何なる立場に立つ者も、もはや異端審問の問題を回避できなくなったことを物語っている。こうしたイデオロギー面での進展を背景として如何に異端審問制が成立していったか、次にその過程を辿ることにしよう。

- (1) José de Sigüenza, *Historia de la Orden San Jerónimo*, 2 tomos (*Nueva BAE*, tomos 8 y 12, Madrid, 1907-1909), I, pp. 363a-366a.
- (2) *Ibid.*, pp. 366-368.
- (3) この書物の刊本は9種類知られているが (*Repertorio de historia de las ciencias eclesiásticas en España*, I, 1967, p. 319), 本稿で使用したのは次の版である。Alonso de Espina, *Fortalicium fidei contra iudeos saracenos aliosque christiane fidei inimicos*, Nürnberg, 1494. 執筆年代については1459年とするのが定説。
- (4) *Ibid.*, fols. Iv-IIr. "...o altissime deus multi hec constituentur labiis quorum cor longe est a te. Alii nituntur euertere hanc veritatem et verbis et factis quorum sunt iudei, alii saraceni, alii vero diaboli. De errore hereticorum nullus est qui inquirat, intrauerunt domine gregem tuum lupi rapaces...De perfidis iudeis blasphemantibus nomen tuum et inaudita crudelia latenter facientibus infidelibus tuis nullus est vt plurimum qui recognit quia munera eorum excecauerunt oculos iudicum et presidentium..."
- (5) *Ibid.*, fols. LIIv-LIIIr.
- (6) 第2の異端者については、第1の異端者のところで、1459年メディナ・デル・カンポ (Medina del Campo) での伝聞としてキリストの福音を偽りとする多くの隠れ異端者がいる、という記述があること (*Ibid.*, fol. LIIv) からコンベルソ内部の異端者であると推測される。
- (7) *Ibid.*, fols. CLXXVv-CLXXVIIIv.
- (8) *Ibid.*, fol. CLXXVIIIv. "...plima mala oriuntur in populo precipue in fide et moribus: cum multi xpiani facti sunt iudei vel melius dicam erant occulti iudei et facti sunt publici."
- (9) *Ibid.*, fol. CLXXXIIr. "...omnes deberent compelli ad fidem quia melius est compelli ad bene agendum quam male agere impune..."
- (10) *Juero Juzgo en latin y castellano*, Madrid, 1815 rep. 1971.
- (11) *Fortalicium fidei*, fol. CLXXXIIr.
- (12) *Ibid.*, fol. CLXXXIIv. "Credo quod si vera fieret inquisicio presertim isto tempore quod innumera-biles ignibus traderentur de his qui iudaizare realiter inuenirentur: qui si hic non puniantur crudelius quam publici iudei eternis ignibus cremabuntur."
- (13) この書物は3つの写本が伝わっているが、刊本は存在しない。通例、Sigüenza, *op. cit.*, I, pp. 369-373 における要約が利用されるが、近年下記の論文においてより詳細な要約が利用可能となったので本稿ではこちらを使用する。L. Alfredo Díaz y Díaz, "Alonso de Oropesa y su obra, "en *Studia Hieronymiana. VI Centenario de la Orden de San Jerónimo*, I, Madrid, 1973. オロペーサはこの書物を1450年に書き始めたが、要職に就いたため中断し、1462年にトレード大司教の勧めで再び執筆を始め1465年に完成した。*Ibid.*, pp. 267 f.
- (14) この書物の内容については、前掲拙稿、9-11頁を参照。
- (15) 内容の詳細は、Díaz y Díaz, "Alonso de Oropesa," pp. 294-307 を参照。
- (16) *Ibid.*, pp. 281-284.

IV

カスティーリャにおける異端審問制導入の試みは既にフワン2世期末年に見られる。1451年11月20日の教書は、オスマ(Osma)司教とサラマンカ大学の教授たちに対して異端審問の実施を委託した。この教書は国王の要請によるものであるが、実質的には寵臣ルーナの意図に基づいているとしてよい。リーはルーナが異端審問制導入を企てたのは、サンタ・マリーア一族に掣肘を加えるためであったとしているが、⁽¹⁾ この教書はむしろトレードの反乱と関連づけて考えらるべきだと思う。トレードの反乱は事実上ルーナに対するものであり、彼への批判の1つが、彼が異端者の保護者であるという主張であった。ルーナはかかる批判を封じ、自らの政治的立場を強めるために上の教書を要請したのではあるまいか。しかし、異端審問制導入の企ては、彼が失脚して1453年6月2日に処刑されたことによって結局挫折した。

既述の如く60年代初めには2つの修道会が国王に異端審問に関する働きかけをしているが、この成果であろうか国王は1461年12月1日付の書翰⁽²⁾ によって異端審問官の設置を求め、これをうけて教皇は1462年3月15日の教書によって教皇使節ヴェニエロ(Veniero)を異端審問官に任じている。だが、かかる試みも根づくには至らなかった。

しかし異端者問題は反王権派貴族による国王エンリーケ4世攻撃の材料の1つとして利用されており、異端審問の要求そのものは根強く存在していたといえる。1464年9月28日の反王権派貴族の国王への要求の中に、「宮廷にはキリスト教の敵たる不信仰者と、名前はキリスト教徒であるがその信仰は極めて疑わしい者がいる。後者はキリスト教を破壊する異端者である。然るに国王は彼らを顕職につけている」といった内容の一節があり、⁽³⁾ 同年12月5日の要求には「王国には多くの悪しきキリスト教徒・異端者・信仰の疑わしい者がおり、キリスト教に大きな害を与えることが予想される。従って高位聖職者・異端審問官が邪悪なる異端者及びその疑いのある者を投獄・処罰できるよう彼らを援助することを国王が命ずること」とある。⁽⁴⁾ 1465年1月16日の王令(国王・諸侯が任命した諸侯の要求についての5人の裁定人による裁定を通告したもの)はこれをうけて、第4項で前年12月5日の要求を要約してこれを受け入れることを決定し、第5項では何人も異端審問を妨害することのないように命じている。⁽⁵⁾ この王令で注目すべきは、罪なき者に対する名誉毀損・非難・虐待・略奪・暴動を防ぐことを異端審問実施の理由の1つとしている点である。

この王令の影響か否かは明らかではないが、1465年前後から個別的異端審問乃至それに類似した事件の例が散見する。それらは主として異端審問制成立以後の調書中の陳述から知られるものであり、1464年頃のコルドバ、⁽⁶⁾ 65年頃のグワダルーペ、⁽⁷⁾ 73年・75年のシウダ・レアル⁽⁸⁾ といった例がある。またリーによれば1467年リェレーナ(Llerena)で2人のフダイサンテの焚殺があった。⁽⁹⁾ こうした例から推して各地で個別的な異端審問が実施されていたと思われる。

さて、1475年8月1日教皇は教書⁽¹⁰⁾ を発し、カスティーリャにおいて「多くの聖職者・俗人がキリスト教徒として振舞いながら、胸中ではユダヤ人の生活・習慣を遵守し、その教義に従い、更

に悪いことにはユダヤ人の誤ちと不信仰とに陥るのを恐れず、その上絶えず他の者にかかる儀式に引入れようとしている」と述べ、教皇特使ニコラオ・フランコ (Nicolao Franco) に対しかかる者たちを異端審問に服さしめ、処罰すべきことを命じた。リーはこの教書が教皇による異端審問制導入の試みであるとしているが、⁽¹¹⁾ 私はこの教書の全体的調子から判断して教皇が念頭に置いているのは主として教会・修道院における異端者であり、彼の目的は聖界内部の紀律肅正にあったとすべきで、後に実現したような異端審問制の導入を図ったものではない、と考える。この教書は教皇側が独自の判断で出したものだが、そもそも教皇が俗権の支援なくして異端審問制導入が可能であると考えたであろうか。しかし教皇側においてもカスティージャにおける異端者問題について関心が昂まってきていたのは確かであろう。

1477年7月24日イサベルはセビーリャに到着したが、この時から1478年11月1日の異端審問制導入の教書の発布に至るまでの経過については必ずしも明らかではない。それはカトリック両王時代の2つの代表的年代記 (プルガールとベルナルデスの年代記) における記述が⁽¹²⁾ かなり大雑把で相互に異なっているためである。しかし17世紀後半に書かれたオルティス・デ・スニガの『セビーリャ年代記』は両者の記述を矛盾なく組合わせており、また両者にはない知見をも与えてくれている。そこで以下これに基づいて経過を略記すると次のようになる。(1) イサベルの入市。(2) 熱心な司祭とくにドミニコ会士たちがフダイサンテの害を訴える。(3) セビーリャ大司教ゴンサーレス・デ・メンドーサ (González de Mendoza) がコンベルソ教化のため教理問答集を作り、和解・処罰のための規則も定める (= 穏健策の実施)。(4) 穏和な処罰では対応できない程、罪が増大していることが判明 (= 穏健策の破綻)。(5) 教皇に実状を訴える。(6) 両王と大司教セビーリャを出発 [1478年10月2日一筆者]。⁽¹³⁾ (7) カディス司教兼セビーリャ大司教代理フェルナンデス・デ・ソリス (Pedro Fernández de Sólis), ドミニコ会士たち (修道院長アロンソ・デ・オヘーダ Alonso de Ojeda が中心一筆者), アシステンテ (asistente, 都市官職の一種) のディエゴ・デ・メルロ (Diego de Merlo) が後事を託される。⁽¹⁴⁾ (8) オヘーダがコルドバの国王の下に赴き、聖木曜日 [3月16日一筆者] の夜に6人のフダイサンテによるキリスト冒瀆のための集会が発見されたことを訴える。⁽¹⁵⁾ (9) ローマでの交渉はサンティリャン (Santillán) 兄弟 (オスマ司教とアルカンタラ Alcántara 騎士団長) が行なう。⁽¹⁶⁾

以上に関して留意すべき点を記すと、第1に (8) について3月に両王がコルドバにいた事実はなく、これは架空の話であると考えられる。⁽¹⁷⁾ 第2に明示されていないので、作者自身がそう考えていたかは判然としないが、(5) はおそらく異端審問制導入の教書を要請した事実を表わすものと見做される。第3に異端審問制導入の教書がいつ出されたのか記されておらず、作者自身正しい日付を知らなかったのではないかと思われる。第3の点についてはプルガール、ベルナルデス、マリネオ・シクロ、⁽¹⁸⁾ メディナ・イ・メンドーサ⁽¹⁹⁾ についてもいえることであり、中間の2人は教書が出されたのは1480年であると誤解していた疑いが濃い。オルティス・デ・スニガも (9) を1480年の項目に入れているのでその疑いがある。プルガール、ベルナルデス、マリネオ・シクロといっ

た同時代人が、重大な教書の正しい日付を知らなかったらしいことは驚くべきことだが、ともかく今日ではそれは1478年11月1日であることが判明している。それでは次にその教書の具体的内容を見よう。

この教書⁽²⁰⁾は両王の教皇への請願の内容を記した前半と、教皇の命令を伝える後半とに分けられる。前半では、カスティーリャにおいて「バプテスマの聖水によってキリストにおいて再生した、しかも決して強制されたのではない多くの人々」が外見上はキリスト教徒として振舞いながら実質的にはユダヤ教を信奉し、教皇ボニファティウス8世の教令によって異端の追随者に対して要求される非難と処罰に相当することを惧れることもなく犯している。また己が迷妄の裡に留まるのみならず、子孫や他の改宗者をも同じ不真実に引入れている。それ故王国からかかる有害なる分派を根絶するよう両王が教皇に要請した旨が述べられている。後半ではこれをうけて教皇が両王に対しまず次のことを要望し許可したことが記されている。すなわち「王国の各都市・司教区においてその地の必要に従い、状況に応じて、汝らが任命さるべきと思うところの3人の司教乃至高位聖職者それ自身或いはその他の在俗司祭、或いは托鉢修道会かその他の修道会の修道会士で、齢は40以上で優れた良心をもち、賞讃さるべき生活を送り、神学修士か学士、または教会法博士か厳しい試験による学士で神を畏れる者たち、または少なくともその内2人が、かかる罪の罪人、或いはその隠匿者乃至保護者に対して、法と慣習によって任所司教及び異端的不正の審問官が現在果たしている権限と権能とをもって十分に裁判を執行せんことを」である。次いで両王に対して異端審問官の任免権を与えることを明記している。

こうして国王は異端審問官の任命権を得たが、実際にこれを初めて行使したのは1480年9月27日、2人のドミニコ会士フロン・デ・サン・マルティン (Juan de San Martin, 神学士・ブルゴスのサン・パブロ修道院長) とミゲル・デ・モリーリョ (Miguel de Morillo, 神学修士・修道会副会長) とを異端審問官に任命したときであり、⁽²¹⁾そしてこの時にカスティーリャにおいて異端審問制が成立したのである。

- (1) H. C. Lea, *A History of the Inquisition of Spain*, 4 vols., New York, 1906-1908 rep. 1966, I, pp. 147 f. この考えの背景にはルーナとコンベルソ特にサンタ・マリーア一族との対立を主張するリオスの説があると思われる。Ríos, *op. cit.*, pp. 585-589. リオスの説にはカンテラ・ブルゴスの批判がある。Cantera Burgos, *Álvar García de Santa María. Historia de la judería de Burgos y de sus conversos más eregios*, Madrid, 1952, pp. 77-80, 174 f., 427-433.
- (2) 原文は、Beltrán de Heredia, "Las bulas de Nicolás V acerca de los conversos de Castilla," *Sefarad*, 21, 1961, Apé. Doc. 5.
- (3) *Memorias de Don Enrique IV*, núm. XCVII (pp. 328 f.)
- (4) *CODOIN*, XIV, p. 372.
- (5) *Memorias de Don Enrique IV*, núm. CIX (pp. 366 f.)
- (6) F. Baer, *Die Juden im christlichen Spanien*, II, Berlin 1936, no. 399 (S. 472)
- (7) F. Fita, "La Inquisición en Guadalupe," *Boletín de la Real Academia de la Historia (BRAH と略記)*, 23, 1893, pp. 300 f.

- (8) Fita, "La Inquisición de Ciudad-Real en 1483-1485," *BRAH*, 20, 1892, p. 498; Bear, *Juden*, no. 426.
- (9) Lea, *op. cit.*, I, pp. 153 f.
- (10) 原文は, Lea, "The First Castilian Inquisitor," *Ame. Hist. Rev.*, 1, 1895, pp. 49 f.
- (11) Lea, *op. cit.*, I, p. 154.
- (12) Hernando del Pulgar, *Crónica de los señores Reyes Católicos* (BAE, t. 70), cap. LXXVII; Hernando del Pulgar, *Crónica de los Reyes Católicos*. Ed. y est. por J. de Mata Carriazo, Madrid, 1943, cap. XC-VI (後者の版は直接利用できなかったが, 当該の章の原文は, Cantera Burgos, "Fernando del Pulgar y los conversos," *Sefarad*, 4, 1944 に完全転載されており, こちらで見ることができた); Bernáldez, *Memorias*, cap. LXII (p. 98)
- (13) A. Rumeu de Armas, *Itinerario de los Reyes Católicos*, Madrid, 1974, p. 73.
- (14) 以上は, D. Ortiz de Zúñiga, *Anales eclesiásticos y seculares de la muy noble y muy real ciudad de Sevilla*, Madrid, 1677, año 1478 n. 7.
- (15) *Ibid.*, año 1478 n. 8.
- (16) *Ibid.*, año 1480 n. 2.
- (17) Fita, "Historia hebrea. Documentos y monumentos inéditos," *BRAH*, 16, 1890, p. 599.
- (18) L. Marineo Sículo, *Vida y hechos de los Reyes Católicos*, Madrid, 1943, pp. 64-71.
- (19) F. de Medina y Mendoza, *Vida de Cardenal don Pedro González de Mendoza* (*Momorial Histórico Español*, VI, Madrid, 1853), pp. 234 f.
- (20) 原文は, B. Llorca ed., *Bulario pontificio de la Inquisición española en su período constitucional (1478-1525)*, Roma, 1949, pp. 51-54. これは次註の任命状の中に含まれている。
- (21) 任命状の原文は, *ibid.*, pp. 49-55.

V

以上の如き経過を辿って異端審問制が成立したのだが, それでは誰が, 何故, 何の為に異端審問制を成立せしめたと考えるべきなのか。この問題については諸説が存在するが, まずカトリックの立場からの異端審問制擁護論 (以下, 擁護論と呼ぶ) を明らかにし, 次いでそれ以外の見解を検討していきたい。⁽¹⁾

代表的擁護論者としてリョルカとロペス・マルティネスを取上げよう。⁽²⁾ リョルカは異端審問制設立の原因をコンベルソが国家的宗教的一体性にとって真に危険な存在になったことにあるとする。⁽³⁾ 宗教的一体性に対する危険とはコンベルソの多くがフダイサンテであったこと, 更に彼らが旧キリスト教徒に対して改宗勧誘を行っていたこと, を意味している。後にリョルカはコンベルソの危険性を要約して, (1) コンベルソの数が多い (2) 彼らの多くが名前だけのキリスト教徒である (3) 彼らが社会的に影響のある地位を占め強力であった, としている。⁽⁴⁾ かかるコンベルソの危険性という考えを引継ぎ集大成したのがロペス・マルティネスである。彼はコンベルソとユダヤ人とを徹底的に同一視しようとする。彼によれば, コンベルソは信仰においてはユダヤ教徒であり, キリスト教に対して積極的に攻撃を加え, ユダヤ人と一体になって旧キリスト教徒をユダヤ教に改宗さすべく勧誘した。こうしたコンベルソがキリスト教社会に浸透し, 聖俗両界において有力な地位につき, 事実上の国家内国家を形成していたため, その危険性は一層大きかった。⁽⁵⁾ かか

るコンベルソの危険性が異端審問制設立の原因であるとすれば、その目的は当然かかる危険性の除去ということになる。それでは擁護論は異端審問制設立の推進者をどう捉えるのか。この点について特定の個人・集団を挙げるのを避けるのが擁護論に特徴的な傾向である。例えばロベス・マルティネスは異端審問制の理念は人工的に醸成されたのではなく、元来カスティーリャ全体の意識の中に確固として存在していたのだとする。⁽⁶⁾ 以上、擁護論はカスティーリャの旧キリスト教徒全体が宗教的危険性を中心とするコンベルソの危険性に対処するために異端審問制を設立した、と主張しているといえよう。次に異説を年代順に見ていこう。

〔1〕 リョレンテ説。19世紀初頭、反教権主義者リョレンテは異端審問制が国民の意に反して導入されたのだという説を唱えた。彼は在俗望職者・殆どの修道聖職者・貴族・市民の何れもが、そしてイサベルさえもが異端審問制設立を望んではいなかった、とする。彼が国内での異端審問制の設立推進者とするのは一部の修道聖職者すなわちドミニコ会士であり、彼らがまず国王フェルナンドを味方につけ、次いで彼と教皇特使フランコとがイサベルを説得したのだという。⁽⁷⁾ 彼はまたその主著において、フダイサンテの存在がコンベルソ財産の没収の目論見を隠蔽する宗教的口実をフェルナンドに与え、カスティーリャにその権限を拡大する口実を教皇シクストゥス4世に与えたのであり、この両者の考えが異端審問制の真の起源である、とした。そしてシチリアの異端審問官で1477年当時カスティーリャに来ていたバルビエリ (Filippo Barbieri)、教皇特使フランコ、ドミニコ会のオヘーダの三者を両王に異端審問制設立を働きかけた人々として挙げることによって、カスティーリャのドミニコ会士たちに支援された前二者を通じて教皇が国王に働きかけたことを示唆している。⁽⁸⁾ 以上の如きリョレンテ説で注目すべき点は、(1) 異端審問制設立の国民的基盤欠如の主張 (2) 教皇の働きかけの重視 (3) 国王側の真の動機を没収としている点であろう。かかる諸点は擁護論者の激しい批判の対象となったが、⁽⁹⁾ 以下ではそれを念頭に置きつつ私なりの批判を試みたい。

まず (1) については2つの理由から賛成できない。第1に彼が国民の意に反してという場合の国民の中には彼のいう「無知なる庶民」は含まれていない。彼らは自立的意志をもたない者として国民的意見の形成者から除外されているのだ。リョレンテが無視したこうした人々は異端審問制をどう考えていたと見做すべきか。彼らは反コンベルソ暴動の実質的な担い手であった。それ故彼らがコンベルソに強い敵意を抱いていたことは疑いない。彼らの敵意はなるほど宗教的原因よりもむしろ社会的原因に根差したものであったといえるので、彼らが異端審問制の設立を積極的に要求したとは考えにくいし、そうした事例も見あたらない。しかし異端審問制設立が彼らの憎悪するコンベルソに打撃を与える効果をもつ以上、彼らがそれに好意的であったことは確実であろう。そしてこうした彼らの受容的態度は異端審問制設立の不可欠の前提条件であったと思われるのである。以上の如く考えるとリョレンテが民衆を最初から除外したのは大きな誤りであり、皮肉な見方をすれば自らの立論に不利な要素を初めに排除してしまった詭弁であるともいえよう。第2にリョレンテが国民的意見の形成者として挙げた諸階層について、彼らが異端審問制設立に反対したという事実はない。リョレンテは1478年セビーリャで開催された全国司教会議⁽¹⁰⁾ や1480年のトレードのコ

ルテスで、異端審問制設立が審議乃至請願されなかったという事実を自説の根拠とする。彼は当然審議乃至請願されて然るべき（と彼の考える）時期・状況においてそうでなかったことを問題としているのであろうが、だからといって沈黙を設立を望まなかった証拠とするのは牽強附会であるといわざるを得ない。この事実は単に彼らが設立のイニシアチブをとらなかったことを意味するにすぎない。

次に(2)について見よう。オヘーダが国王へ働きかけたことはベルナルデスの年代記などから判断して否定できないであろう。しかしバルビエリ、フランコがそうであったという具体的証拠は何もなく、2人が国王に会ったという事実からの臆測であるにすぎない。⁽¹¹⁾ 私は異端審問制設立は教皇の働きかけといった外在的要因からではなく、あくまで国内の客観的状況から説明すべきであると考え。教皇は、当時の国内状況から異端審問制設立を決意した国王側の要請に裁可を与えたにすぎないと考えべきであり、例え教皇側の働きかけがあったとしてもそれが国王の意志決定に大きな影響を及ぼしたとは考えられない。1478年教書において国王が従来の慣例に反して異端審問官の任命権を獲得していることは、異端審問制設立における国王側の主体的姿勢の強さを物語っていると思われる。

最後に(3)について。国王側の異端審問制設立の動機の中に没収への関心があったか否か、もしあったとしたらそれが主要な動機であったか否か、を直接的に示している材料は皆無といつてよい。そこで没収収入が国家財政においてどの程度の重要性をもっていたのか、異端審問制が財政的に引合う事業であったのか、といった点から間接的に判断する方法が思いつく。しかしカメンによれば1480-1502年という最初の重要な時期の異端審問制財政史料が欠如しているというし、⁽¹²⁾ 15世紀カスティーリャ財政史の権威ラデーロ・ケサーダも、没収によって国庫に達した額は相当なものであるに違いないが、それを知ることは極めて困難であるとしている。⁽¹³⁾ またアスコーナは異端審問制に由来する国庫収入を分類し、いくつかの具体的数字を挙げている⁽¹⁴⁾ が所詮断片的である。このように異端審問制の収支表が不明確な以上、結局は没収への関心が国王にどれ程の影響を与えたのか詮索するのは無駄であるというリーの言明⁽¹⁵⁾ が説得的にも思える。しかし没収財産についてのペナルトの研究⁽¹⁶⁾ などもあるので、別な方面から道が拓ける可能性は残っている。私はここで敢えて別な観点からリョレンテの考えを批判したい。まず注意したいのは没収への関心を彼が指摘しているのはフェルナンドに対してのみであることだ。ところがリョレンテはイサベルを単にフェルナンドに説得されるにすぎない存在として位置づけることによって、事実上フェルナンドの考えをそのまま王権の意向としてしまっている。それではイサベルの意向はどうであったのか。プルガールの年代記に、異端審問を恐れてセビーリャやコルドバのコンベルソが移住したことから人口が減少して取引が衰微した。そのため国家収入が減少したがイサベルはそれを殆ど意に介さなかった、という一節がある。⁽¹⁷⁾ これは彼女が異端審問制のもつ財政面への影響を軽視していたことを示しており、これから判断して彼女の没収への関心は弱かったとしてよかろう。異端審問制設立はフェルナンドのみでなく両王の共同の意志によるものであること、またイサベルの本来の王国

であるカスティーリャに関する事項については彼女の意向が重要な意味をもったと推測されることを踏まえれば、例えば仮にリョレンテの如くフェルナンドの没収への関心を認めるとしても、そのみを国王側の主要な動機とすることは斥けらるべきであると考えられる。

〔2〕 リー説。リーはリョレンテと並んでしばしば擁護論者の論難の対象となっているが、⁽¹⁸⁾彼の議論の全体的調子はリョレンテ程論争的ではない。彼の議論で注目すべきは、教皇が13世紀以来絶えずカスティーリャへの異端審問制導入を狙っていたという主張、⁽¹⁹⁾異端審問制をカトリック教会・教皇のもつ不寛容の表われとして批判する視点のあること、⁽²⁰⁾である。しかしリョレンテの如く教皇の積極的働きかけという論点はないようであり、結局プロテスタントである彼が批判的に捉える異端審問制の設立の責任を教皇が免れ得ない、といったそれ自体当然で取立てて独創性のない主張に留まっているといえよう。またこの時代に関して不寛容などという概念をもち出すのは時代錯誤的ではなからうか。

〔3〕 カストロ説。カストロ説は異端審問制ユダヤ人起源説ともいえるものであり、異端審問制がコンベルソによって作られたとする逆説的な見解である。ユダヤ人起源は人的側面と制度的側面とに分けられる。前者は主としてコンベルソ聖職者が異端審問制設立に貢献したということであり、代表的人物としてエスピーナが挙げられている。後者はユダヤ人の間に密告者(malsín, キリスト教徒当局に同胞を告発する者)と呼ばれる者がいたが、これを裁くユダヤ人法廷の性格が異端審問に酷似していることをいう。そしてかかるユダヤ人の制度がコンベルソを通して異端審問制の中にもち込まれたのだとする。⁽²¹⁾擁護論者の中でもサンチェス・アルボルノースはカストロ説に同調しているが、⁽²²⁾ユダヤ人史家ベアは詳細な反論を展開している。⁽²³⁾ベアのいう如く、制度的類似点をもって直ちにそれがユダヤ起源であるとするのは早計であるし、キリスト教社会にも原型と見做し得る制度があるとすれば尚更である。しかし人的関与はエスピーナ、⁽²⁴⁾初代異端審問長官トマス・デ・トルケマダ(Tomás de Torquemada)、同じく異端審問長官ディエゴ・デ・デサ(Diego de Deza)といった人々を見れば否定できないであろう。私はカストロのようにコンベルソの聖職者に主として着目するのではなく、より広い範囲のコンベルソをも含めて考えたい。コンベルソの中で真のキリスト教徒となり、カスティーリャ社会において有力な地位を占めていた人々にとってフダイサンテが憎悪すべき存在であったのは想像に難くない。何故なら彼らはフダイサンテを口実とする旧キリスト教徒側からの攻撃の危険に絶えず曝されており、彼らにとってフダイサンテは自らの地位を危うくする存在であったからである。それ故彼らがコンベルソ全体に向けられていた敵意を専らフダイサンテに集中させようとするのは当然の成行きであり、同時にそうすることが彼ら自身が本当のキリスト教徒であることの証左ともなった。かかる傾向は反コンベルソ暴動が激化するに従って強まっていったと考えられ、彼らはフダイサンテを対象とする異端審問制に積極的に加担していったのではないかと思われるのである。⁽²⁵⁾カストロ説は、コンベルソと旧キリスト教徒とを全く相反するものと図式的に割切る傾向の強い擁護論への懸念を述べたものとして捉えれば、傾聴に値するといえよう。

〔4〕 カメン説。異端審問制を何よりもまず宗教的問題として捉える傾向の顕著な擁護論に対して、それを社会的問題として捉えようとする議論が存在するが、この議論を階級闘争的見地から推進したのがカメンである。彼はコンベルソを中産階級であると規定し、貴族と民衆とが彼らに階級的憎悪を抱いていたとする。前者はコンベルソが高い地位を占めていたことへの嫉視、彼らが婚姻によって貴族身分に浸透してくるために貴族の信仰が疑惑の目で見られることへの危惧、後者はコンベルソによる搾取（徴税請負人・財務官僚）と彼らの肉体労働忌避への不満、といった理由からコンベルソに敵対的であった。かかる対立の中で貴族が民衆と一体となって中産階級としてのコンベルソを屈服せしめるための手段として創出したのが異端審問制である。従ってそれは宗教的関心よりもむしろ階級的利益を反映しているのであり、貴族という1つの階級のイデオロギーを全カスティーリヤ社会に押付けるための階級的武器に他ならないのであった。国王は異なった諸身分の調停者としての従来の役割を放棄し、自らの存立にとって重要だと思われる貴族という1つの階級に加担し、異端審問制を設立したのである。⁽²⁶⁾

大要以上の如きカメン説を私は以下の諸理由から支持できない。第1にコンベルソを中産階級（カメンのこの言葉自体甚だ曖昧）と規定するのは問題である。第1章で利用したコンベルソの職業構成を見ても様々な階層に属する人々が存在していたことが窺われ、コンベルソを総体的に中産階級と規定できない（勿論旧キリスト教徒と比較すれば中産階級の割合はずっと大きかったであろう）。従って一部のコンベルソにすぎない中産階級のコンベルソに対抗する手段として異端審問制を説明するのは強引すぎる。第2に中産階級のコンベルソにおけるフダイサンテの割合は、下層のコンベルソにおけるそれよりも小さかったと推測される。⁽²⁷⁾ それ故 異端審問制が彼らに対する有効な武器たり得たか疑問である。第3に既に見た如く反コンベルソ暴動においてコンベルソを保護した貴族もいたのだから、貴族とコンベルソとを一概に敵対的であったとすることはできない。第4に婚姻は貴族とコンベルソの双方の利害に基づいてなされたのであり、これが貴族の敵意の原因となったとは考えにくい。第5に貴族がカトリック両王に対して異端審問制設立を積極的に働きかけた事実はない。エンリーケ4世期の反王権派貴族の異端審問実施の要求は、王権を窮地に追込むための手段としての性格が強いと考えるべきである。

〔5〕 ネタニヤフ説。コンベルソの多くがフダイサンテであったという認識は擁護論者のみでなく、ユダヤ人史家をも含むそれ以外の殆どすべての論者に共通している。⁽²⁸⁾ 従って旧キリスト教徒の反コンベルソ感情は主としてコンベルソの社会的特徴によるとはいえるものの、一部にはかかる宗教的特徴にもよるといえるのである。しかし一部のユダヤ人史家は通説的見解に異議を唱えている。例えばリフキンはコンベルソは隠れユダヤ教徒であるが故に迫害されたのではない。異端審問制はキリスト教への脅威を破壊するために設立されたのではなく、コンベルソの地位財産の剝奪に合法性を付与するための手段として設立されたのだから、異端審問史料はコンベルソの信仰生活を再構成する材料として不適切である、とした。⁽²⁹⁾ 同様にキリスト教徒側史料への不信から専らユダヤ人側史料を基にしてコンベルソの信仰についてより詳細に検討を加え、彼らの殆どが異端審

問制設立の時点では実質的にもキリスト教徒であったという極めて挑戦的な主張を明らかにしたのはユダヤ人史家ネタニヤフである。⁽⁸⁰⁾ 彼の説に対しては異端審問制設立の宗教的動機を重視する立場からドミンゲス・オルティスが批判を加えているが、⁽⁸¹⁾ 以下別の角度から私なりにネタニヤフ説を批判してみたい。

彼の説で第1に疑問なのはその史料の性格である。利用された史料はレスポンサ (responsa, ユダヤ法についての質問に権威者が与えた回答)、哲学的論争的文献、説教的註釈的文献の三種類であり、取上げられている主要な論者は都合16人であるが、その内の14人までがアルジェリア、アラゴン王国、ポルトガル、ナバラといった地方で活動した人々であり、カスティーリャで生活した者はトレード生れのユダヤ教法典学者・聖書註釈者のカロ (Isaac ben Joseph Caro) と、両王に仕えた政治家・聖書註釈者のアブラヴァネル (Isaac Abravanel) の2人にすぎず、しかも後者は異端審問制成立後の1483年にポルトガルから到来した人物である。⁽⁸²⁾ 以上からネタニヤフが自説の根拠としている文献の作者たちが異端審問制成立前のカスティーリャにおけるコンベルソの実態にどれ程精通していたのか疑わしい、といわざるを得ない。それ以外に、改宗しキリスト教社会で有力な地位を占め安逸に生活していたコンベルソに対して彼らが偏見を抱いていた可能性も否定できず、また改宗の進展を前にしてユダヤ人社会の結束強化のためにコンベルソに対して殊更厳しい態度をとったことも考えられるので、彼らの言明の客観性にも問題がある。

第2に以上の点をすべて度外視してみても彼の議論には飛躍があるといえる。まず彼が引用した文章を読んでも、単にコンベルソがユダヤ教から遠ざかったこと、つまり実質的にユダヤ教徒でなくなったことを述べているにすぎないものがあるが、彼はこれを直ちに実質的キリスト教徒化と結びつけているような印象をうける。しかしコンベルソの真のキリスト教徒化そのものを示している文章もある。それについては次のように考えるべきであろう。コンベルソの信仰の実態はカロ・パローハが分類している如く⁽⁸³⁾ 複雑であったと推察され、ユダヤ教徒かキリスト教徒かといった単純な二分法では測り切れない面をもっていたといえる。それ故ユダヤ人と旧キリスト教徒それぞれのユダヤ教徒概念・キリスト教徒概念が異なっていたことは十分考えられよう。具体的にいうとユダヤ人は前者をより狭く後者をより広く捉え、旧キリスト教徒はその逆であったのではなからうか。ユダヤ人は伝統的に強制的改宗者 (anusim) と自発的改宗者 (mesumad) とを区別し、前者には寛容的態度をとるのだが、カロの如く「強制もまた意志なり」として両者を区別せず、改宗を正当化する如何なる理由をも認めない論者もいた。⁽⁸⁴⁾ かかる主張においては自発的改宗者は固より強制的改宗者ももはや真のユダヤ教徒とは見做されないことになる。つまりユダヤ教徒はユダヤ人に限定されているのであり、そのユダヤ教徒概念は狭いといえる。一方旧キリスト教徒はベルナルデスの年代記から明らか如く、⁽⁸⁵⁾ 豚肉の忌避といった単なる習俗的事柄をもユダヤ教徒であることの証拠と考えており、そのユダヤ教徒概念は甚だ広いといえる。以上からユダヤ人からはキリスト教徒であると見做され、旧キリスト教徒からはユダヤ教徒であると見做されるようなコンベルソが多く存在したと推定するのは妥当であろう。『アルボライコの手紙』のいう、名前はキリ

スト教徒だがキリストの教えを守る訳ではなく、気持の上ではユダヤ教徒だがタルムードやすべてのユダヤ教の儀式を守る訳でもないというコンベルソ像⁽³⁶⁾は上述のコンベルソの性格と適合する。以上の点を念頭におけば、ヘブライ語文献がコンベルソの真のキリスト教徒化を証言しているとしても、それは単にユダヤ人がそう考えていたという事実を示すにすぎず、直ちにそれが旧キリスト教徒側から見てもそうであったことを意味している訳ではない。ところがネタニヤフはヘブライ語文献に述べられたそれ自体一面的な言明を容観的事態を述べたものとし、それを根拠としてコンベルソの多くがフダイサンテであるとした旧キリスト教徒側の認識を虚構であると断じ、異端審問制はかかる虚構の上に設立せられたのだとする。こうした主張の背後には旧キリスト教徒側のいう異端審問制設立の原因が実在しない以上、それは宗教的動機などによって設立されたのでは毛頭なく、それ以外の世俗的動機によって設立されたのであり、宗教的動機は真の動機を隠蔽するための口実にすぎないという別の主張が存在していると考えらるべきであり、ネタニヤフはかかる主張によって旧キリスト教徒側の虚偽意識を剔抉しようと試みているのだといえよう。いずれにせよ彼の論法が誤りであるのは明白である。そもそも異端審問制はあくまで旧キリスト教徒側の論理に基づいて設立されたのである。それ故コンベルソの多くが旧キリスト教徒側から見てフダイサンテであった以上、そこにはそれなりの論理的首尾一貫性があったとすべきである。最後に以上の行論から通説とネタニヤフ説との矛盾が結局両者の視点の差違（旧キリスト教徒側から見るか或いはユダヤ人側から見るか）から生じたものであることもまた明らかであることを付加しておこう。

- (1) 異端審問制については古くからスペインの内外において多くの書物が著わされてきたが真の学問的研究はリョレンテによって開始されたといつてよい。従って本稿でもリョレンテ以来の諸研究を対象として検討する。それ以前の文献をも含めて異端審問制研究の大雑把な流れを掴むのには、R. García Cárcel, *Orígenes de la Inquisición española. El tribunal de Valencia, 1478-1530*, Barcelona, 1976, pp. 13-33 を参照。
- (2) この2人以外にはっきりと擁護論者といえる人々として、メネンデス・イ・ペラーヨ (M. Menéndez y Palayo, *Historia de los heterodoxos españoles*, 3 tomos, Madrid, 1880-1881 [BAC, tomos 150 y 151]), ピンタ・リョレンテ (Miguel de la Pinta Llorente, *La Inquisición española*, Madrid, 1948), アスコーナ (Tarsicio de Azcona, *Isabel la Católica*, Madrid, 1964) を挙げておく。
- (3) B. Llorca, *La Inquisición en España*, Barcelona, 1936, pp. 61-68. コンベルソの危険性というリョルカの発想はプロテスタントの史家シェーファーから得たと思われる。E. H. J. Schäfer, *Beiträge zur Geschichte des spanischen Protestantismus und der Inquisition*, I, Gütersloh, 1902 rep. 1969, S. 41.
- (4) Llorca, "La Inquisición española y los conversos judíos o "marranos"," *Sefarad*, 2, 1942, pp. 113-117.
- (5) López Martínez, *op. cit.*, pp. 187-213.
- (6) *Ibid.*, p. 237. 同様の見解としてメネンデス・イ・ペラーヨとアスコーナの見解を挙げておこう。「異端審問制はその起源と力を国民の意見にのみ負っており、そこにのみ根拠を置き得た」(Menéndez y Palayo, *op. cit.*, II, p. 678)。「異端審問制導入の考えは何らの鼓吹者も必要としなかった。それは数十年前からずっとカスティーリャ全体の意見の中に根を下ろしていた」(Azcona, *op. cit.*, p. 385)。
- (7) J. A. Llorente, *Memoria histórico sobre cuál ha sido la opinión nacional de España acerca del Tribunal de la Inquisición*, Madrid, 1812, 1977 ed. (Paris), pp. 96 f. イサベルが積極的でなかったことについては8つの理由を挙げて述べている。*Ibid.*, pp. 68-72.

- (8) Id., *Historia crítica de la Inquisición de España*, Barcelona, 1870 (en francés, Paris, 4 tomes, 1817-1818, 1^a ed. española, 1822), pp. 90 f.
- (9) リョレンテへの擁護論者からの批判は彼の所説の内容もさることながら、ジョセフ・ナポレオン政府下での彼の親仏派としての活動への憎悪にもよると推察され、メネンデス・イ・ペラーヨやピンタ・リョレンテは激しい悪罵を彼に投げつけている。Menéndez y Pelayo, *op. cit.*, II, pp. 675-684; Pinta Llorente *Aspectos históricos del sentimiento religioso en España*, Madrid, 1961, p. 52.
- (10) この会議の議事録はフィータによって印刷された。Fita, "Concilios españoles inéditos: Provincial de Braga en 1261 y nacional de Sevilla en 1478," *BRAH*, 22, 1893, pp. 212-250.
- (11) バルビエリは1223年にフリードリヒ2世がシチリアの異端審問所に与えた特権の承認を得るためにカスティーリャにやって来たのであり、イサベルからは1477年9月2日、フェルナンドからは同年10月18日付の勅許状(原文は、Fita, "Historia hebrea. Documentos y monumentos inéditos," *BRAH*, 16, 1890, pp. 565-572)を得ており、両王に会ったのはほぼ間違いのないと思われる。しかし異端審問制設立を進言したという証拠はない。フランコについてはスワレス・フェルナンデスが文書を指示して1477年秋の両王とフランコとの会談の主題がコンベルソ問題であったとしているが、その際異端審問制設立が進言されたか否かには触れていない。L. Suárez Fernández, *La España de los Reyes Católicos*, II (*Historia de España*, t. XVII), Madrid, 1969, p. 212.
- (12) H. Kamen, "Confiscations in the Economy of the Spanish Inquisition," *Econ. Hist. Rev.*, 58, 1965, p. 518.
- (13) Ladero Quesada, *La Hacienda Real castellana entre 1480 y 1492*, Valladolid, 1967, p. 32.
- (14) Azcona, *op. cit.*, pp. 415-422.
- (15) Lea, *op. cit.*, II, p. 315.
- (16) H. Beinart, "Two Documents concerning Confiscated Converso Property," *Sefarad*, 17, 1957. これは没収財産の買戻しを国王が認めた3つの例を挙げたもの。
- (17) Pulgar, *Crónica*, cap. LXXVII (p. 332 b). なお異端審問の影響によるセビーリャの収入減少は次の論文によって実証されている。J. de Mata Carriazo, "La Inquisición y las rentas de Sevilla," en *Homenaje a Don Ramón Carande*, II, Madrid, 1963.
- (18) 一例として、Llorca, *La Inquisición*, pp. 15-20.
- (19) Lea, "The First Castilian Inquisitor," pp. 47 f.
- (20) Id., *op. cit.*, I, pp. 35, 39.
- (21) A. Castro, *The Structure of Spanish History*, Princeton, 1954 (orig. ed., 1948), pp. 532-544. 彼はユダヤ人法廷についての知見をニューマンから得ている。A. A. Neuman, *The Jews in Spain*, 2 vols., Philadelphia, 1942 rep. 1969, I, pp. 121-145. また異端審問の審理方法が他の法廷での古い慣習に反しているというマリアーナの立言を根拠の1つにしている。Mariana, *Historia de España*, lib. XXIV, cap. XVI (p. 202)
- (22) C. Sánchez-Albornoz, *España, un enigma histórico*, 2 tomos, Barcelona, 1973⁴, II, pp. 288-293. カストロの強硬な論敵であるサンチェス・アルボルノースがこの点についてカストロに同調しているのは、拷問・秘密審理などの異端審問制のもつ批判されがちな側面の責任をユダヤ人に押し付けようとする底意があるからだと思われる。「異端審問制がスペイン=ヘブライ人の悪魔的な発明であったことは疑う余地がない」(*Ibid.*, p. 255). なおメネンデス・イ・ペラーヨが既にその書翰の中で異端審問制のユダヤ人起源を暗示している。H. Juretschke, "Menéndez Pelayo en sus cartas," *Arbor*, 25, 1953, p. 185.
- (23) Y. Baer, *A History of the Jews in Christian Spain*, 2 vols., Philadelphia, 1966 (orig. ed., 1945, 1959² rep. 1965), II, App. (pp. 444-456)
- (24) エスピーナは通例コンベルソであるとされているが、これについてはリー、ペーアの反論がある。Lea, *op. cit.*, I, pp. 149 n. 5; Baer, *History*, II, p. 284. ここでは一応通説に従っておく。

- (25) Cf. A. A. Sicoff, *Les controverses des status de «pureté de sang» en Espagne du XV^e au XVII^e siècle*, Paris, 1960, p. 60.
- (26) H. Kamen, *The Spanish Inquisition*, New York, 1965, rep. 1972, pp. 17, 24-30, 56.
- (27) Márquez Villanueva, “Estudio preliminar” a Hernando de Talavera, *Católica impugnación*, Barcelona, 1961, p. 47.
- (28) ユダヤ人史家の例としてロス, ベーア, バイナルトを挙げておこう。「彼ら〔コンベルソ〕は名前以外のあらゆる点でユダヤ教徒であり, 形式以外の如何なる点でもキリスト教徒ではなかった」(C. Roth, *A History of the Marranos*, 1932, 1974⁴, p. 20; Id., *The Spanish Inquisition*, 1937 rep. 1964, p. 27)。ベーアも同様の考えだが, 彼の場合はコンベルソの教養ある人々の間のアヴェロエス主義的無信仰者の傾向を指摘しているのが特徴的である。Baer, *History*, II, pp. 270-277. ベーアの弟子バイナルトもコンベルソの多くがフダイサンテであったとする立場に立っているが, 彼らがもともと強制的に改宗させられた点を銘記すべきであるとしており, 旧キリスト教徒への批判を放棄してしまっている訳ではないのが注目される。H. Beinart, “The Converso Community in 15th Century Spain,” in R. D. Barnett ed., *The Sephardi Heritage*, I, New York, 1971. ロスやベーアには十字軍時代の迫害で改宗よりも殉教を選んだ者が多かったドイツのユダヤ人と, 1391年ポグロムなどにおいてその逆であったスペインのユダヤ人とを対比的に捉え, 後者を暗に非難するような傾きがあるが, かかる姿勢からは異端審問制を強く批判する態度が生れないのは当然であり, こうした批判放棄がリフキンやネタニヤフにとって不満であったと考えられる。なお上の如きベーアの対比的捉え方への批判として, I. Sonne, “On Baer and his Philosophy of Jewish History,” *Jewish Social Studies*, 9, 1947 を参照。
- (29) E. Rivkin, “The Utilization of Non-Jewish Sources for the Reconstruction of Jewish History,” *Jew. Qua. Rev.*, 48, 1957-58, pp. 192-196. リフキンに対するユダヤ人史家の批判として I. S. Révah, “Les Marranes,” *Revue des études juives*, 118, 1959-60, pp. 45-48 を参照。
- (30) B. Netanyahu, *The Marranos of Spain from the Late XIVth to the Early XVIth Century, according to Contemporary Hebrew Sources*, New York, 1966, 1973². 彼の着想の原型は既に1953年に見られる。Id., *Don Isaac Abravanel, Statesman & Philosopher*, Philadelphia, 1953, 1972³, p. 275 n. 25. なおポルトガルの異端審問制についてもネタニヤフと類似のサライヴァの見解がある。その内容とそれへの批判については, Révah, “Les Marranes,” pp. 48 f. を参照。A. J. Saraiva, *Inquisição e cristãos-novos*, Porto, 1969³ を瞥見した限りではサライヴァの見解はネタニヤフの如くブライ語文献を基礎にしたものではない。
- (31) A. Domínguez Ortiz, *Los Judeoconversos en España y América*, Madrid, 1971, pp. 37-39, 51.
- (32) 以上の人々についての知見を得るのに, *Encyclopaedia Judaica*, 16 vols., Jerusalem, 1971-72 を利用した。
- (33) Caro Baroja, *op. cit.*, I, pp. 291-295.
- (34) Netanyahu, *Marranos*, pp. 157 f.
- (35) Bernáldez, *Memorias*, cap. XLIII (pp. 96 f.)
- (36) López Martínez, *op. cit.*, Apé. IV, p. 391.

VI

最後に以上の擁護論の紹介とそれ以外の諸説の検討とを踏まえて卑見を述べ, 結びとしたい。

まず誰が異端審問制を設立したのかという問題については, それが王権の要請による以上, 王権が設立したのは自明であるが, 今までの諸説が特定の個人・集団・階層を挙げているのは, 彼らが王権の意志決定に強い影響を及ぼし, 実質的には彼らが設立したに等しい, ということを主張したいのだといえよう。私はかかる主張には同意できない。つまり特定の人々のみの利害やイデオロ

ギーが異端審問制設立に反映しているとは考えない。異端審問制はカスティーリャの殆どすべての旧キリスト教徒の利害に適合していたのであり、教皇や国王或いは特定の階層が専断的に設立したのではなく、暗黙の国民的合意の下に王権が設立したのであり、それ故国民的基盤をもっていたのだと考える。ここでいう国民とは旧キリスト教徒は勿論、一部のコンベルソをも含めて考えるべきなのはカストロ説の検討から明らかであろう。この意味で異端審問制は旧キリスト教徒とコンベルソの双方にその起源をもつといえるのだ。

異端審問制が国民的基盤の上に設立されたとはいえ、王権はただ盲目的に国民に迎合した訳ではなかろう。そこには王権自身の利害関心が働いていたと考えるべきだ。それでは王権は何の為に異端審問制を設立したのか。擁護論の立場からいえば、コンベルソの危険性を除去するためということになる。その危険性は何よりもまず宗教的な危険性であるとされる。それは第1に形式的にはキリスト教徒であるコンベルソが実質的にはユダヤ教徒であった（と旧キリスト教徒が見做していた）ことである。それ故それはコンベルソがキリスト教を積極的に攻撃したというのではない。第2にコンベルソの旧キリスト教徒に対するユダヤ教への改宗勧誘である。かかる点の裏付けとなる具体的証拠は挙げられておらず、またユダヤ教を信奉しているコンベルソが危険を冒して改宗勧誘までも行なっていたとは考えにくい。以上からコンベルソの宗教的危険性なるものがキリスト教にとって切迫した重大なものであったとは見做し難い。だから、勿論王権が宗教的動機を抱いていたことは否定できないとしても、それが唯一乃至最大の動機であったとは思われない。それでは王権の動機は何であったのか。

15世紀後半のカスティーリャは貴族が跋扈し王権が地に堕ちた動乱の時代であった。反王権派貴族が1465年にエンリーケ4世を一方的に廃位し、王弟アルフォンソを擁立するに及んで混乱は極致に達した。かかる争乱を体験したイサベルが国内の政治的安定こそが追求すべき至上目的であると意識したことは想像に難くない。1468年にアルフォンソが没し、反王権派貴族がイサベルの擁立を図ったときに、彼女がそれに乗ぜずにエンリーケ4世との直接交渉を行なったことは、かかる意識の表われと考えられる。15世紀後半はまた反コンベルソ暴動が猖獗を極めた時代でもあった。かかる暴動は貴族の反乱と異なり、それ自体が反王権的であった例は少ない。しかし反コンベルソ暴動が一般的に見て政治的安定性達成にとっての阻害要因であったことは、既述のようにこれらの暴動が貴族の政治的意図実現のための手段として利用されることが多かったことから明らかである。それ故王権はかかる暴動を抑止せねばならなかったが、民衆の反コンベルソ感情を黙殺することもできなかった。かかるジレンマに陥った王権のとった政策こそ異端審問制の設立だったのでなかろうか。異端審問制が暴動を抑止する作用をもつという視点はオロペーサの国王への進言や1465年の王令にも窺えるが、確かに暴動がコンベルソ＝異端者の懲罰を旗印としていた以上、それは異端審問制の成立によって大義名分を失うことになる。事実、成立後には目立った反コンベルソ暴動は起っていない。そして同時に異端審問制はコンベルソの中の異端者を処罰することによって民衆の憎悪を緩和する効果をももったと考えられるのである。更にそれは暴動という民衆によるコンベルソ

全体に対する無差別的攻撃（私的制裁）を王権による秩序ある処罰（公的制裁）に置換することによって、王権にとって有益なコンベルソ（誠実なコンベルソが多かったと推定される）を保護する役割をも果たしたといえよう。そして最後にそれはカトリック正統主義の貫徹を促進し、政治的安定性に寄与する宗教的一体性をももたらしたと考えられる。

以上から異端審問制は異端者の処罰という宗教的目的のみでなく、上の如き政治的考量の下に設立されたのだと思われる。そしてそれは広い見地から見ると、エンリーケ4世期の無秩序を克服し、強力な王権を中核とする中央集権的国家を樹立するという、カトリック両王の担った課題を達成す過程の一環として位置づけられるべきであり、王権にとってそれがもつ意義もまたそこにあったのだと考えられるのである。

(1979年10月15日 受理)

〔付記〕 本稿成稿後、第3章で言及したオロペーサの『異邦人を照らす啓示の光』の刊本（西訳付）が公刊された。Alonso de Oropesa, *Luz para conocimiento de los gentiles*. Est., tra. y ed. por L. A. Díaz y Díaz, Madrid, 1979. しかしこれ入手・検討し改稿するだけの時間的余裕が残念ならなかった。他日を期したい。